

議案第 93 号

加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 30 年 12 月 3 日提出

加西市長 西村 和平

加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成6年加西市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第9条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

(加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成22年加西市条例第10号)の一部を次のように改正する。

題名中「加西市長」を「加西市議会議員及び加西市長」に改める。

第1条及び第2条中「加西市長」を「加西市議会議員及び加西市長」に改める。

第4条中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、「通じて」の右に「選挙の区分に応じ」を加える。

第5条中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、「枚数が」の右に「選挙の区分に応じ」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

(審議資料)

公職選挙法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 66 号）及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 168 号）等の施行に伴い、選挙運動用ビラの作成の公営の対象を市議会議員にも拡大するとともに、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラの作成の公費負担の上限を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

【概要】

- ・選挙運動用自動車の使用（一般運送契約以外の契約）の公費負担の単価の変更

区 分	現行単価	改正単価	引上げ額
自動車借入れ（1日当たり）	15,300 円	15,800 円	500 円
燃 料 費（1日当たり）	7,350 円	7,560 円	210 円

- ・選挙運動用ポスター作成の公費負担の単価の変更

区 分	現行単価	改正単価	引上げ額
企 画 費	301,875 円	310,500 円	8,625 円
単 価	510 円 48 銭	525 円 6 銭	14 円 58 銭

- ・選挙運動用ビラ作成に係る公費の支払い、限度額

選挙の区分	現行単価	改正単価	引上げ額	枚 数
市 長	7 円 30 銭	7 円 51 銭	21 銭	16,000 枚
市議会議員	—	7 円 51 銭	(新設)	4,000 枚